

## 会議記録（要点筆記）

会議の名称	総務文教委員会（請願審査）
開催日時	令和6年9月2日（月）午前10時から11時13分
開催場所	宮代町役場議会室
委員出席者	丸山委員長 金子副委員長 佐藤委員 丸藤委員 鈴木委員 合川委員
事務局	押田事務局長 関根主幹 金子主任
会議の議題	<p>請願第2号「令和6年度6月議会のインターネット録画中継において、佐藤議員の発言の一部がカット編集された事象があり、その削除された発言部分というのは「参考までに中学校時代の生徒会長が町長、副会長が中村教育長、一般の生徒が田島さんと百間中学校のお友達内閣ですよね」といった趣旨のもので、当日傍聴に来ていた多数の町民は全員聞いているものの、様々な理由で傍聴に来られなかった方々が後日、インターネット録画中継を視た際には、事実と違う情報を与えられたことから、実際に傍聴した人との間に大きな差異が生じるということが起こったが、通常インターネット録画中継というものはそもそも質疑答弁のやりとりや議場のありのままの様子をすべて公開することによって、公平性且つ「知る権利」が保たれるのであるところ、今回、田島議長の言い分によると、自ら削除させた議会議事録との整合性をとるため、その後インターネット中継を編集させたと述べられているとのことで、この議長の言い分は佐藤議員本人から確認済みであるものの、あろうことか、当事者である佐藤議員に対してすら、削除の件での話し合いが一切行なわれていないという事実もあり、このような一方的な議長権限の強権行使若しくは濫用も大問題でとなるところ、この結果、傍聴に来られなかった人々にとっては、編集し削除されてしまった部分について、この先知ることが出来ないままとなってしまい、これはまさに憲法21条により保証された表現の自由における「内容たる」知る権利や、宮代町まちづくり基本条例の趣旨等への侵害にあたる行為にがいとうすることから、これらのことを踏まえ、憲法上の基本的人権や宮代町まちづくり基本条例の趣旨を誠実に理解し、それらの精神に基づき誠心誠意議論することで、削除前の正確なデータを改めてインターネット録画中継にアップすることを求める件」</p>
会議資料	請願（写し）
公開・非公開の別	公開
紹介議員	佐藤 将行 議員
請願者	1名
傍聴者数	4名

## ○質疑

**丸藤委員**：件名について、なぜこんな風に長くなったのかが1点、議会中継の削除理由が1点、その2点です。

**佐藤紹介議員**：宮代町の場合は、件名について何文字以内とならない、とかそのようなものはない。さいたま市であれば、平成27年のものでかなり長い件名というのはいりました。件名を長くした趣旨というのは、件名の中に問題点をどこにとかどうしたいのとかを入れることによって、より関心を持って来てくださる方は見たいのか、来られなくてもそのようなことを町民間、有権者の間で議論のきっかけになればいいなというところがいりました。短いと印象が弱くなってしまう。2点目は、もう一度お願いいたします。

**丸藤委員**：確かに宮代では、録画を編集することについての条例とか規則とか要綱とかそういうものはないんですね。録画編集をどういう趣旨で行ったのかということを知りたかったわけです。

**佐藤紹介議員**：議会中継の編集については信頼性の根幹に関わることなので、委員長の判断、必要であれば議長の方からの説明を強く求めたいと思います。いったんここで切ってよろしいでしょうか。

**丸藤委員**：私が質問したことについて、答弁できたらお願いしたいと思います。

**丸山委員長**：委員長判断として丸藤委員の質問について佐藤紹介議員お願いしたいと思います。

**佐藤紹介議員**：編集については何をして編集を行ったとのことですが、議長に対して向けられた質問と捉えていたのですが、丸藤委員の方からご指摘いただければと思います。

**丸藤委員**：編集した根拠をお聞きしたかったんですけど。

**丸山委員長**：議長が会議録との整合性、それ以上の答弁はないようであれば答える必要はないと思うのですが、委員長判断として議長お答えいただけますか。

**田島議長**：委員長のおっしゃるとおりで結構です。

**丸藤委員**：削除した部分の中学校時代の部分、これについて議長が不穏当だという風に判断し、削除するようにしました。これについては、本人は不穏当と思うのか思わないのか。それと、一般質問も全てにおいて議会の透明性が無くてはと思っていますし、宮代町基本条例の趣旨からもどうなんだという趣旨の請願なんですけども、それは、具体的にどこがという風にお示ししないとの願いからお願いしたいと思います。それから、請願の件名が長いといったことに対して、何を主張したいのか。短いと印象が弱くなるという趣旨の答弁がありましたけど、きちっと議論すればね、これまでの件名でもいいのかないかという風に思ったんですけど、その辺のところについてもう一度お願いしたいと思います。

**佐藤紹介議員**：本人というのは私のことだと思いますので、お答えさせていただきます。私から見て田島議長の時には庇っているようにとられる。中学校の同級生であるから庇い合っているようなところは一つあります。削除することは不適切だという風な判断から削除したというところは、ほぼ違いないと思うんですね。できる限り請願の内容というのを件名にして載せることによって、こういうことであれば傍聴に行こうとか資料だけはもらいに行くとかそういう風なきっかけに自分自身がなったものですから、請願に対し

でもそのようなアドバイスをいただきましたし、また、他の自治体の議員たちと相談してそのような法的なものも制限がないものですから、それで長くなったということになります。

**丸藤委員**：宮代町まちづくり基本条例の趣旨等への侵害にあたるとはどこなのか。

**佐藤紹介議員**：条例では自治の原則、情報の共有、これは町議会及び行政がまちづくりに関して情報を共有することを言いますという風に明示されています。町議会は広く市民から意見を求めるようにとかいろいろ書いてありますけど、要は情報というものは市民、町民のものであります。今回、議会中継が編集しているなんてところは憲法 21 条により禁止されている検閲に該当します。丸藤委員からご指摘のありました情報条例等の根拠というところと私は理解しています。

**金子副委員長**：お友達内閣って言う発言は一般質問の項目か何かなんですか。

**佐藤紹介議員**：項目は手元にはないんですけど、1 番の関係じゃなくて 3 番か 4 番の法令遵守とかその辺のところのことです。

**金子副委員長**：職員の暴力の事実は無かったという答弁に対して、再質問でお友達内閣って言う質問をした訳ですか、それとも個人の意見ですか。

**佐藤紹介議員**：町長は真正面から答えなかったということがあったというところは私は理解しています。

**金子副委員長**：思い出しました。その時に議長が確認しましたよね。このお友達内閣って言う部分は削除するのですか、と確認したと思うんですけど、削除しますという答えをいただいた。それはその場で確認したと思うんですよね。私の経験から言いますと、間違った発言を自ら削除を申出たことがある。その時に議事録から削除されると映像からも削除されてると思います。それは整合性を整えるということで正しいことだと思います。

#### ○討論

賛成討論 0 名

反対討論 0 名

#### ○採決

賛成者 0 名

反対者 4 名

退席者 1 名（丸藤委員）

#### ○結果

総務文教委員会に付託された請願第 2 号の審議結果は不採択とされた。